

## ばく露低減措置：呼吸用保護具の装着の確認

### 環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に呼吸用保護具を使用させる場合、呼吸用保護具の使用は、①優先順位が上位のばく露低減措置が困難な場合の最後の手段であること。②労働者の意見の聴取が必要なこと。③保護具着用管理責任者の選任と管理が必要なこと。④定期的なフィットテストが必要なことなどに留意する必要があります。

技術上の指針での濃度基準値設定物質のばく露低減措置に係る呼吸用保護具の装着の確認について下記に示しました。

### 呼吸用保護具の装着の確認

- ・事業者は、呼吸用保護具の適切な装着を1年に1回、定期的に確認すること。
- ・呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用する労働者について、日本産業規格 T8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法又はこれと同等の方法により当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（フィットファクタ）を求め、当該フィットファクタが要求フィットファクタ（※）を上回っていることを確認する方法とする。
- ・フィットファクタは、次の式により計算するものとする。

$$FF = C_{out} / C_{in}$$

\*この式においてFF、C<sub>out</sub> 及びC<sub>in</sub> は、それぞれ次の値を表すものとする。

FF：フィットファクタ

C<sub>out</sub>：呼吸用保護具の外側の測定対象物の濃度

C<sub>in</sub>：呼吸用保護具の内側の測定対象物の濃度

※ 要求フィットファクタは、呼吸用保護具の種類に応じ、次に掲げる値とする。

◇ 全面形面体を有する呼吸用保護具 500

◇ 半面形面体を有する呼吸用保護具 100

### kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル（CREATE-SIMPLE 等）による推定 等
有害性のリスク低減措置	◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト 等
化学物質管理の支援	◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援